

議案第 5 号

燕・弥彦総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第13号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第13号)の一部を次のように改正する。

第19条の表中「第19条の2」を「第20条の2」に改める。

第21条第3項中「(当該非常勤職員)」の次に「が労働基準法第67条の規定による育児時間」を加え、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。